

7 調査研究報告

芦 別 市 の 指 定 文 化 財

星の降る里百年記念館
学芸員 長谷山 隆博

1 はじめに

文化財は、文化財保護法によって規定される有形、無形の国民共有の財産である。文化財保護法は、昭和24年1月26日に法隆寺金堂火災で壁画が焼損したのを契機に立案され、翌25年5月に議員立法で成立した。戦後の混乱期には、文化財として保護されるべき品々が、不足していた食糧と交換され、あるいは売買され、それらが外国に持ち出されることも多くあった。わが国固有の文化、芸術、伝統を護ることは、敗戦後の国の再建に当たって国民の団結を訴える象徴としても重要な存在であり、それらの流出や滅失の防止ぐことが意識されるようになった結果とも考えられる。

文化財保護法の制定後、地方自治体においても同法の趣旨に則った条例が制定される。昭和30年11月には北海道文化財保護条例が制定され、37年3月に芦別市文化財保護条例が制定された。空知管内の自治体としては、最初の条例制定であった。次に39年制定の深川市が続き、岩見沢市や滝川市など6市は昭和40年代に制定され、砂川市では平成20年により条例が制定された。こうした一方で、歌志内市、上砂川町のように未だ条例が制定されていない自治体がある。また、条例が制定されていても、奈井江町、浦臼町のように指定文化財が1件もないという自治体もある。

文化財保護法は、時代の変遷とともに幾度も改正が加えられ、その都度、地方自治体の条例も改正されてきた。だが、その精神は、同法第1条にあるとおり「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」に変わりはない。地方自治体においても、その地方固有の自然的、文化的、歴史的財産を、市民共有の財産として保護・活用し、次代へ継承してこそ、市民の「文化的向上に資する」ことになる。

2 文化財の定義と指定文化財

文化財保護法で保護される文化財の対象は、全国的レベルで見た場合に国が保護すべきと判断される動産や不動産、有形、無形の芸能や技術であり、次のように体系づけられている。

分 類 項 目	価 値 基 準	具 体 例	
有形文化財	有形の文化的所産で歴史上・芸術上価値の高いもの	建造物	
		美術工芸品	絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料
無形文化財	無形の文化的所産で歴史上・芸術上価値の高いもの	演劇、音楽、工芸技術	
民俗文化財	風俗習慣、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる道具などで生活の推移の理解のため欠くことのできないもの	有 形	無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋など
		無 形	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及び民俗技術

記念物	遺跡で歴史上・学術上価値の高いもの、名勝地で芸術上・鑑賞上価値の高いもの、動物・地質鉱物で学術上価値の高いもの	史 跡	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅など
		名 勝	庭園、橋梁、花草などの茂る場所、湖沼、砂丘、海浜、火山、温泉、山岳など
		天 然 記 念物	特有の著名な動物・棲息地、名木、巨木、岩石・鉱物・化石の産出状態など
文化的景観	景観地で生活・生業の理解のため欠くことのできないもの		
伝 統 的 建 造 物 群	周囲の環境と一体的に歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの		
埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財		
登録文化財	指定文化財以外の文化財で保存が必要な有形文化財（文化庁の原簿に登録される）		

上記に該当する文化財は、すべて「指定」という形で国民に周知され、指定を受けて初めて税金を投入して保護される文化財となる。法による指定を受けない、概念的な文化的財産は、厳密な意味で文化財とは呼ばない。

道条例においては、国指定以外の文化財を指定し、市町村条例では、国や道が指定するものの以外の文化財を指定するという構成になっている。後者は、いわゆる「わがまちのお宝」を指定する制度である。指定候補となる物件は、税金を投入してまで保護するに足る、普遍的、学術・芸術的価値を有する存在でなければならない。さらに指定に際しては、指定候補物件の持つ価値を論理的に説明し、将来へ向けての永続的保護、保存への覚悟と、教育的な活用を図ることによって地域住民の文化的向上に寄与する努力が自治体に求められる。

現在の行政上の仕組みでは、地方自治体が市町村指定文化財を指定することに、国や道から一切の許可などを得る必要はなく、所有者の同意さえ得られれば、文化財保護審議会による審議を経て、教育委員会における指定、告示だけで指定ができる。つまり、住民自らの意思決定で「わがまちのお宝」を宣言できるのである。

さらに、国、道、市の指定を受けたすべての指定文化財は、総務省が毎年定める特別交付税交付金の算定対象となっている。国指定が最高額で順に低額となるが、指定文化財1件につき数百万円から数万円という交付金の基準単価が設定されている。これが、文化財保護法の精神を敷衍するため、国の文教政策で公費を注入する仕組みであり、指定文化財のみが享受できる恩恵のひとつである。ここに、近年の各省庁や学界による文化的・歴史的遺産の選定制度や、都道府県独自のお国自慢的な遺産選定制度との決定的差異を認めることができる。自立した財政運営が可能な自治体が極めて少ない現状では、こうした国の財政的支援が毎年得られることは、非常に心強い施策と言えよう。

地方のアイデンティティが問われる今、指定文化財は、そこで暮らす住民の誇りそのものであり、世代交代しても地域を語るまちの象徴として輝く、お金で買うことのできない財産として重要な存在である。地方の教育行政に関わる者には、そうした財産を見出す仕組みを整備し、保護すべき物件の普遍的価値を引き出す努力の継続が求められよう。

芦別市においては、前述のとおり、昭和37年3月に文化財保護条例を制定、同年8月に、芦別獅子（無形文化財）、野花南環状土籬（史跡）、黄金水松（天然記念物）の3件を市指定文化財に指定し、保護を続けてきた。その後、時代の変遷に伴う価値観の多様化の観点から、指定文化財を増やしてきた。以下、一件ごとに紹介する。

3 芦別市の指定文化財

(1) 北海道指定文化財

①【史跡】^{の かなんしゅうていぼぐん}野花南周堤墓群

所在地：芦別市野花南町3 2 5 6・3 2 5 7番地

所有者：芦別市

指定日：昭和3 7年芦別市指定。平成1 2年4月1 4日北海道指定（市指定解除）

解 説：野花南町のJ R根室本線と空知川に挟まれた河岸段丘上に位置する。縄文時代後期（約3 0 0 0年前）に造られた、北海道特有の集団墓地遺跡で、かつては環状土籬（かんじょうどり）と呼ばれていたが、現在では、周堤墓（しゅうていぼ）の学術用語で呼ばれる。

周堤墓は2基あり、現在も周堤が明瞭に残る1号墓は、外径約2 5 m、内径1 5～1 7 m、盛土高3 2～4 9 cmである。2号墓は、かつてこの地が耕作地であったため、周堤の盛土が失われていて、推定外径1 1 mである。1号墓の周堤内中央部にある、半月形に配置された1 4個の川原石の直下に墓穴1基が存在すると考えられている。ただし、現在、一面に見られる立石は、昭和3 7年に地元歴史愛好家が想像復元したもので、本来の姿ではない。

昭和2 9年に、芦別郷土史研究会が河野広道博士を招き初の学術調査を実施したが、遺物は出土せず、遺構も確認できなかった。平成2 4・2 5年には、北海道埋蔵文化財センターが2基とも部分発掘を行ったが、わずかな土器片が出土したのみで、墓穴は確認されなかった。このことから、千歳市柏木B遺跡のような数十もの墓穴が掘られた周堤墓とは、様相を異にする。

周堤墓は、芦別市のほか北海道内では、苫小牧市、千歳市、恵庭市、斜里町、標津町にしか残っていない。野花南周堤墓群は、道央部で現存する唯一の遺跡として貴重な遺跡である。



野花南周堤墓群（2012年7月撮影）

たきさといせきぐんしゆつどいぶつ
②【有形文化財】滝里遺跡群出土遺物

所在地：芦別市北4条東1丁目1番地 星の降る里百年記念館

所有者：芦別市

指定日：平成12年4月14日

解説：平成元年から10年までの間、滝里ダム建設工事に先立ち、滝里町の空知川河岸段丘において、22遺跡、計19万㎡の発掘調査が実施され、旧石器時代から擦文時代までの遺物約100万点が出土した。このうち、続縄文時代（約2300年前）の複数の墓から出土した遺物5675点※が有形文化財として指定されている。その内訳は、次のとおりである。

ア、滝里4遺跡P-5号墓（こはく平玉1589点、土器9点、石器34点）

イ、滝里安井遺跡P-22号墓（こはく平玉3056点、石器1点）

ウ、滝里安井遺跡P-45号墓（こはく平玉984点、土器1点、クマ形石製品1点）

墓に埋納された遺物を副葬品と呼ぶ。5675点※の内、99%を占める副葬品が、こはく平玉である。元は、文字どおり琥珀色の平玉を糸に通した首飾りであったと考えられる。縄文時代全般を通じて、緑色に近い石を加工し装飾品にすることが一般的であったが、縄文時代の終末から続縄文時代にかけて、こはく玉が全道で流行する。滝里遺跡群の出土数は、道内各地の出土例に比べ最多である。また、硬度の低い蛇紋岩を素材としたクマ形石製品は、石でクマの全身を表しているものとしては、全国でも唯一の彫刻品である。

これら続縄文時代の墓の副葬品は、当時の文化を知る上で、学術的に貴重な遺物である。 ※平成29年に4,913点に変更。



滝里遺跡群出土遺物（星の降る里百年記念館の展示コーナー、2013年）

こがねみずまつ
③【天然記念物】黄金水松

所在地：芦別市黄金町764番地 黄金水松公園内

所有者：芦別市

指定日：昭和37年芦別市指定。平成14年3月29日北海道指定（市指定解除）

解 説：黄金町の標高211mの丘陵上に位置する一本のイチイの巨樹である。黄金松を中心とし、昭和54年に周辺が公園として整備されている。

明治時代以前の上川アイヌの伝説では、狩猟の無事を祈る対象であったとされる。昭和7年に帝室林野局の保存木に指定されていたが、昭和20年の戦後開拓で周囲が切り開かれた際、地元有志の手で黄金水松周辺だけは伐採を免れた。

昭和31年に北海タイムス社主催「北海道文化財百選」に選出、43年に北海道100年記念事業「北海道名木美林」に選定、61年に「北海道記念保護樹木」に選定され、平成2年には読売新聞社主催「新日本名木100選」において、イチイで唯一ベストテンに入選した。



「水松」とは、イチイの別称で、他にオンコ、アラギの異称もある。黄金水松の特徴は、その大きさにある。高さ21m、幹周6.2m、枝張り15mを測り、イチイとしては、全国8位、道内2位の太さを誇る。二股に分かれた主幹頭頂部はすでに枯れ、幹内には空洞化が認められるが、隆々とした根元付近では、若枝の伸長が見られる健全さを保っている。

平成13年、芦別市が石川幸夫博士（樹木年輪学）に年輪調査を委託した。その結果、以前は漠然と樹齢3000年と言われてきた同樹だが、年輪幅と樹高から推定樹齢1700年が導き出された。

北海道の庭木として親しまれているイチイの中でも、とりわけ巨大でその姿が美しいことから、北海道の単木として初めて道の天然記念物に指定された。

黄金水松（2014年9月撮影）

④【天然記念物】そらちおおたきおうけつぐん空知大滝甌穴群

所在地：芦別市滝里町空知川河川敷（滝里ダム下流広場から階段下に展望場所あり）

所有者：北海道開発局（河川管理者）

指定日：平成23年3月15日

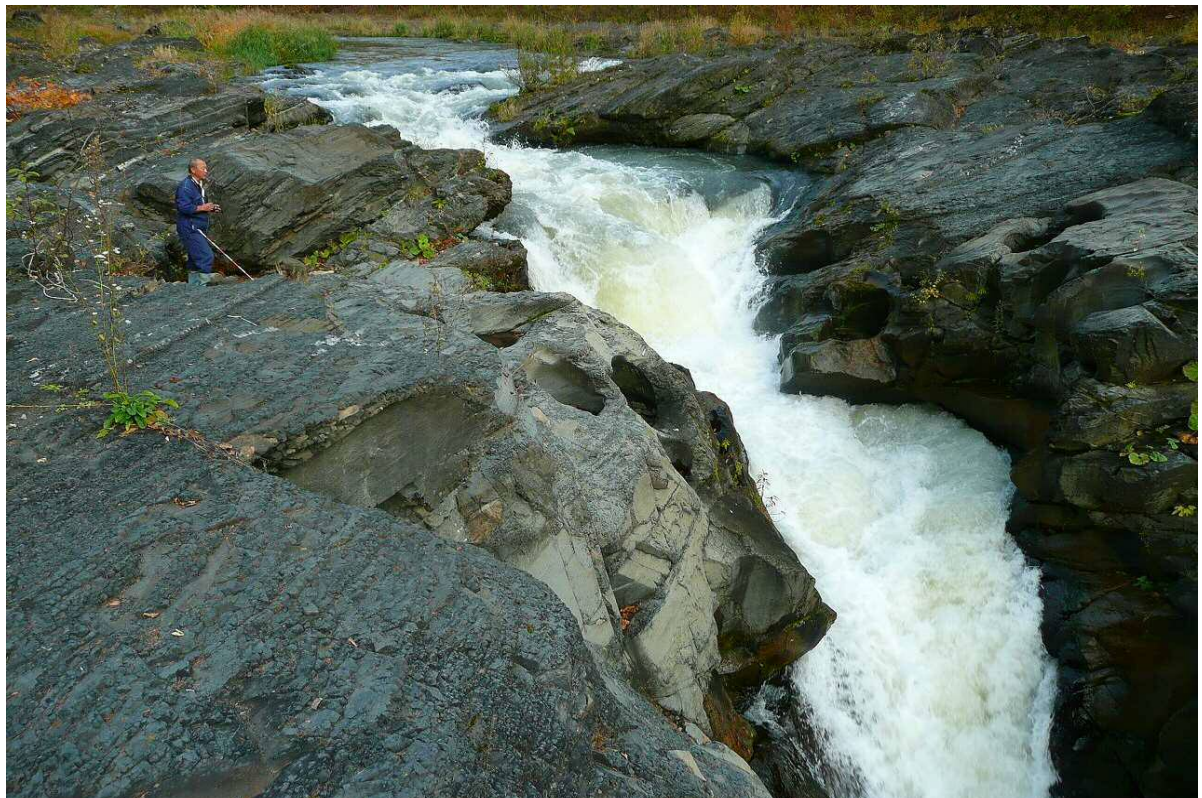
解 説：空知川の滝里ダム下流にある空知大滝では、その兩岸の岩場に断面円筒形のくぼみが多数見られる。その数は、右岸に47個、左岸に17個、計64個を数える。これらは甌穴と呼ばれる自然現象で、浸食された川底の隙間に小石が入り、急流で石が回転することで岩が研磨されてできたくぼみである。

平成11年に滝里ダムが完成すると空知川の水位が下がり、岩場が露出したことによって確認された。甌穴群を中心に東西210m、南北65mの範囲が指定区域になっている。

最大の甌穴は、右岸にある直径3m、深さ1mのもので、最小は直径8cm、深さ6cm程である。甌穴の形は、水流の力や方向の差により、滝壺型、渦動穴型、溝穴型、複合甌穴型などに分けられる。中には円礫が多数詰まったままの甌穴もあり、ここでは、それらすべての甌穴の生成過程を見ることができる。

安政4年にここを訪れた松浦武四郎は、本流の大きな滝を「カマソウ」と記し、滝の水が竈のような形をした岩に落ちる様子をスケッチに残した。アイヌ語では、この滝を「ソ（滝）・ラブ（ごちゃごちゃ）・チ（そこにある）」と呼んだ。後に北海道開拓使により「ソラチ」に「空知」の文字が充てられ、現在も使われている地方名の語源となった滝でもある。

激流渦巻く滝の川底には、どこにでも甌穴が形成されているであろうが、近づいて容易に観察できる場所は極めて少ない。甌穴の成り立ちを考える材料が揃っていて地質学的に貴重であることから、甌穴としては初めての北海道指定文化財となった。



空知大滝甌穴群（2010年10月撮影）

（２）芦別市指定文化財

①【無形文化財】^{あしべつじし}芦別獅子

所在地：芦別獅子保存会会長宅

所有者：芦別獅子保存会

指定日：昭和３７年８月２７日

解 説：明治２７年に富山県砺波地方から芦別本町地区に入植した人々が、郷里の獅子舞を再現しようと、３３年に創始した獅子舞である。その源流は、現在の富山県南砺市西明獅子にあるが、芦別開拓以来、独自にアレンジされ発達してきた、芦別を代表する無形文化財である。毎年９月６日の芦別神社例大祭で奉納公演を行っている。

演目に舞９曲、行進３曲がある。獅子の形態は、長さ７ｍの胴幕の中に大人１０人が入る百足獅子で、国内でも最大規模を誇る。舞手の内訳は、獅子頭役１人、左右２列に中役８人、尾の中役１人の計１０人。獅子に直面してあやす獅子取役に子ども２人。演奏は、太鼓１台、鉦１台、横笛数人が務め、街中を行進する際には、さらに太鼓担ぎに２人、旗持ち１人を必要とし、総勢２０人が揃わねば上演できない。

昭和３１年１０月、芦別獅子保存会を結成し、同年１１月には東京で開催された「郷土民芸百年祭」に出演した。３２年には札幌でＨＢＣテレビ開局記念番組に出演、以後、各局の全国放映番組に出演した。３７年には三重県伊勢市で開催された「全日本民謡踊り大会」に北海道代表として参加し、伊勢神宮奉納公演を行った。

こうして名声を博した芦別獅子だが、後継者不足により、昭和３０～６０年代にかけ、幾度となく活動中断を余儀なくされた。しかし、後継者不足を芦別工業高校獅子舞クラブＯＢらが補い、保存会の古参会員の指導による新人や子どもの育成がなされ、平成１２年９月には芦別獅子創設１００周年記念公演を市民に披露した。２１年には、東京ＮＨＫホールで開催された第１０回地域伝統芸能まつりに北海道代表として出演した。



芦別獅子（芦別神社例大祭公演、2013年9月6日撮影）

②【有形文化財】^{きゅうほしばけ}旧干場家^{そうこ}レンガ倉庫

所在地：芦別市常磐町 3 3 4 番地の 4

所有者：芦別市

指定日：平成 1 2 年 5 月 2 9 日

解 説：大正 2 年に建築された市内最古のレンガ建築物である。長らく干場家の米蔵として使用されていた。かつては、どこの農村にも土蔵が見られたが、レンガ壁の蔵は少なく、北海道における 2 0 世紀初頭の歴史的建造物の一つである。

日本の伝統的土蔵建築の技法である木骨構造と、寒冷積雪地に適したレンガ積技法が融合したところに特徴がある。小屋組は二重梁で、野地との間に隙間を設けている。レンガは長手積のみで構成され、軒蛇腹に還元釉レンガで楕形状の持送りを配置し、抑制された中にも質の高い装飾を施している。レンガの産地は、江別と見られる。

2 階建てのレンガ倉庫本体の大きさは、間口 5. 4 6 m、梁間 4. 5 5 m、建築面積 2 4. 8 m²、延床面積 4 9. 6 m²である。入口の下屋は、間口 4. 6 1 m、奥行 1. 6 1 m、建築面積 7. 4 2 m²である。

明治 2 8 年、1 8 歳のときに富山県から常磐町に移住した干場伊五郎は、初め農業に従事していたが、2 0 歳で結核を患う。重労働に耐えられなくなった伊五郎は、常磐町で最初となる呉服店を開業し、その後、菓子舗なども手掛けながら周辺の農地を買収し、大地主となった。このレンガ倉庫は、伊五郎 3 6 歳のときに、小作料として納められる米俵を保管するために建てたものである。

平成 1 2 年にレンガ壁体と下屋の修復を行い、2 1 年に屋根のふき替えを行った。



旧干場家レンガ倉庫（ボランティアによる花の植栽、2007 年 5 月撮影）

③【天然記念物】^{しんじょうせんたいやま}新城^{さんぽん}仙台山の三本ナラ

所在地：芦別市豊岡町 2 5 1 番地

所有者：芦別市

指定日：平成 1 2 年 9 月 2 6 日

解 説：イルムケップ山すその、標高 2 1 0 m の丘陵上、旧北三線道路沿いにミズナラの巨樹 3 本が並び立っている。錐による年輪調査の結果、いずれも推定樹齢 4 4 2 年以上と見られる。その大きさは、次のとおりである。

①（東側）樹高 1 3 m、幹周 4 . 2 4 m

②（中央）樹高 1 5 m、幹周 3 . 0 2 m

③（西側）樹高 1 4 m、幹周 3 . 4 3 m

この丘陵は、開拓以前は巨樹が覆い茂る原生林であった。明治 3 5 年に宮城県仙台市出身者が入植して以来、通称・仙台山と呼ばれるようになった。

大正 3 年には、さらに 1 4 戸の集団入植があり、8 年になって北三線用水組合を結成し、イルムケップ山から続く尾根沿いに、水田耕作のための用水路を掘削した。用水路は昭和 2 年に完成し、それを記念した水神碑が、今もミズナラの背後に建っている。

3 本のミズナラは、付近で営農する 9 戸の農家が代々、共同で管理を続けてきたが、老樹であるため、一部が胴枯れ病などに冒された。市は、平成 1 2 年に外科的処置を施し、その保存を図った。また、1 4 年に北三線道路の道路改良工事では、樹根保護のため道路線形の変更がなされた。

平成 2 2 年頃から樹勢の衰えが顕著となり、樹木医の診断で、ヤチダモノナガキクイムシの食害が原因であることが判明した。強風で枯れた主幹が落下する危険が予想されたため、2 5 年秋に上部を切断するなどの処置を施した。



新城仙台山の三本ナラ（樹勢が衰え葉のない枝が目立つ状態、2011 年 8 月撮影）

④【有形文化財】^{けぬきがたた ち}毛抜形太刀

所在地：芦別市北4条東1丁目1 星の降る里百年記念館

所有者：芦別市

指定日：平成18年3月24日

解説：毛抜形太刀は、奈良時代から平安時代にかけて朝廷の官人が携えた儀礼刀で、後の日本刀の原形になった刀である。柄の部分に隙間があり、その形が「毛抜き」を横から見た形に似ていることからこう呼ばれている。

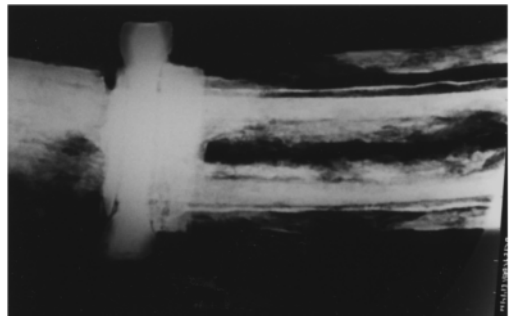
この毛抜形太刀は、昭和28年に野花南町の木村仙太郎氏が畑を馬耕中に発見したもので、長く土中にあったため、鞘は失われ、全体が錆でおおわれている。発見後、この農地は野花南木村遺跡として登録された。おそらく19世紀頃に、アイヌ男性の墓の副葬品として埋められたものと考えられる。

刀の大きさは、全長71cm、現存刃長53.3cm（切っ先欠損）、反り2.5cmを測る。

刀は総鉄製で、刀身が丸棟、平造り、鐔は海鼠様または葵様と見られる。柄には細い鉄板を折り下り重ねるように盛り、刃部と一体に造られている。柄の透かしが直線的で、奈良・平安時代の毛抜形太刀に比べて簡略化された形であることから、本刀は、室町時代以降に復古調的装飾刀として造られた可能性が高い。その後、本州から蝦夷地へ渡り、アイヌが交易で入手し、宝器として扱っていたものと考えられる。

刀剣研究家の佐藤矩康氏（札幌市）の協力を得て、平成16年に錆の進行を止める保存処理を施した。佐藤氏は、本刀に「透かし柄の太刀」の名称を提唱している。

道内では、ほかに豊富町、平取町、恵庭市の遺跡から毛抜形太刀各1点が出土しているのみで、貴重な考古資料である。



毛抜形太刀（右上は柄のX線写真）

(3) 国の登録有形文化財

①【登録有形文化財】^{せいさだいがく きゅうらいじょうしょうがっこう こうしゃ}星槎大学（旧 頼 城 小 学 校）校舎

所在地：芦別市緑泉町5番地14

所有者：学校法人国際学園（横浜市）

登録日：平成20年3月7日

解 説：昭和28年10月、木造校舎だった頼城小学校が失火により全焼した。これに替わって翌29年12月に、不燃建材であるレンガ約70万個を用いた新校舎が完成した。総工費5200万円全額を三井鉱山(株)が負担した。

建物は、レンガ造、一部鉄筋コンクリート造、鉄板葺、二階建て、建築面積2232㎡、延床面積4187㎡で、教室36室、職員室等3室を持ち、一線校舎の外壁(直線廊下)の長さは106mと、国内でも稀な巨大レンガ建築物である。

頼城小学校は、明治39年に芦別尋常小学校第二分校として、別の場所に建てられた。大正6年に頼城尋常小学校に改称、児童数は101人であった。この頃、頼城一帯は純農村地域であったが、昭和19年に三井鉱山(株)が炭鉱開発のため一帯を買収し、開坑準備と社宅建設を進め、頼城小学校は昭和23年に現在地に移転した。三井芦別第2坑とも呼ばれた頼城町は、戦後、ビルド鉱として栄え、平成4年9月に閉山を迎えるまでの間、三井芦別鉱の拠点であった。

炭鉱最盛期の昭和33年には、校区の人口は1万1500人を越え、児童数2214人、41学級編成のマンモス校となった。しかし、三井芦別鉱の数度にわたる合理的な都度、人口の減少に伴い児童も減り、三井芦別鉱閉山から10年後の平成14年3月で閉校を迎えた。

平成16年4月、芦別市が誘致した通信制の星槎大学が、この校舎を一部改築して開学したが、往時の教室もいくつかそのまま保存されている。



星槎大学（旧頼城小学校）校舎の一線校舎北面（2007年3月撮影）

②【登録有形文化財】^{せいさいだいがく きゅうらいじょうしょうがっこう たいいくかん}星槎大学（旧 頼 城 小 学 校）体育館

所在地：芦別市緑泉町 5 番地 1 4

所有者：学校法人国際学園（横浜市）

登録日：平成 2 0 年 3 月 7 日

解 説：昭和 2 8 年 1 0 月、木造校舎だった頼城小学校が失火により全焼し、体育館も灰燼に帰した。これに替わって翌 2 9 年 1 2 月に校舎とともに同じ場所で新築された。平成 7 年にナラ無垢床板から、ナラ合板床板に張りかえられた。

建物は、木造平屋建て、鉄板葺、渡り廊下を含む建築面積は 7 5 7 m²である。この体育館の特徴は、天井を支える木骨トラスで、三角形の木組みが織りなす幾何学的な構造美にある。支柱を立てることができない体育館ならではの構造で、昭和中期の学校体育館の典型的な設計であるが、当時のまま残っている例は少ない。さらに、外から直接体育館に入るための玄関も設けられている。

昭和 2 9 年建築時の写真を見ると、まず柱や梁となる角材を水平な地面に並べ、横一直線にしてボルトで連結して仮締めし、次に、建物中心の梁をクレーンで吊り上げ、人力で切妻屋根の形に角度を揃え、最後に職人が梁伝いにボルトを締め上げ固定するという方法で造られた。この巨大な枠組みを建物基礎の上に移設、固定し、最後に外壁、屋根工事が行われている。

炭鉱最盛期には、放課後の体育館を利用して、三井芦別鉱業所主催で東京から招いた劇団公演やプロ歌手の歌謡ショーなども開催された。その際、観客は、体育館正面に設けられた玄関から出入りした。



星槎大学（旧頼城小学校）体育館内部 （2007 年 3 月撮影）

③【登録有形文化財】^{きゅうみついあしべつてつどうたんざんがわきょうりょう}旧三井芦別鉄道炭山川 橋 梁

所在地：芦別市中の丘町・西芦別町

所有者：芦別市

登録日：平成21年1月8日

解 説：昭和20年12月に竣工した、芦別川支流の炭山川上に架かる三井鉱山(株)専用鉄道の橋梁で、芦別が炭都だった時代の象徴的な建造物である。

構造は、単線仕様、橋長94m、鋼製6連プレートガーター桁橋とコンクリート造2連アーチからなり、線形は緩やかな曲線を描く。炭山川の深い溪谷に高さ30m、最大直径7mのコンクリート製橋脚5本が並び立っている。

三井鉱山(株)は、昭和14年に炭山川中流域で三井芦別鉱第1坑を開坑、出炭を開始した。15年11月には、芦別～西芦別駅間の石炭運搬専用鉄道が完成した。19年には中の丘、頼城までをも買収し、同時に鉄道延長が計画された。

当時、西芦別から頼城へ至るには、西芦別南端の泉町から芦別川に架かる頼城橋を渡り、東頼城を抜け、六線沢川に架かる緑泉橋を渡って、馬車道のような道路を歩くしか方法がなかった。専用鉄道の軌道は、最短コースを進むものだったが、途中、炭山川と芦別川の深い溪谷に橋梁を設ける必要があった。

戦時中の物資統制下にあって、資材不足に悩まされていた三井鉱山では、大阪鉄道局から払い下げられた6連プレートを鉄道で運搬し据え付け、昭和20年暮れに芦別～頼城間9.11kmが全線開通した。

昭和35年には三井芦別鉄道(株)が設立された。三井地区の住民の足であり、石炭貨車が47両も連結された貨物列車が走る光景は、炭鉱街ならではの風物詩であったが、47年に旅客営業が廃止となり、石炭運搬も次第にトラックに置き換わった。三井芦別鉄道は、平成元年3月に廃止となり、橋脚とディーゼル機関車DD501、石炭貨車各1両が芦別市に寄贈された。



旧三井芦別鉄道炭山川橋梁と線路上に置かれたDD501 (2007年11月撮影)